

～第2次太子町人権行政推進プランの重点的な取り組み（令和5年度）～

資料3

	人権課題	具体的な取組	内 容
拡大	・ 女性の人権	・ 人権相談の充実	・ 女性の人権相談員を養成する。 ・ DV相談員を養成する。
	・ 高齢者の人権	・ 相談体制・機能の充実	・ 重層的支援体制整備事業として実施（一部）する。
	・ 同和問題（部落差別）	・ 人権相談の充実・機能強化	・ 庁内の様々な相談窓口のネットワーク化を図る。 ・ 人権相談員を養成する。
	・ 職場などにおけるハラスメント	・ ハラスメントに対する理解の促進 及び啓発と相談体制の充実 ・ 関係機関との連携	・ 職員研修を行う。 ・ 積極的な広報周知を行う。
	・ インターネット上の人権侵害	・ 教育・啓発の推進	・ 情報モラル教育の啓発を行う。
	・ 性的マイノリティへの人権侵害	・ 性的マイノリティへの理解促進 ・ 性的マイノリティに関する啓発 ・ 情報提供・相談体制の充実	・ 研修会を行う。 ・ 積極的な広報周知を行う。 ・ 人権相談員を養成する。
	・ 感染症に起因する人権侵害 ①ハンセン病回復者 ②HIV感染者 ③新型コロナウイルス感染者	・ 相談窓口の充実	・ 人権相談員を養成する。